

## AH エアコンサポート規約

### 第1章 総則

#### 第1条（サービス運営等）

1. アークホーム株式会社（以下「当社」といいます。）は、匠ワランティアンドプロテクション株式会社（以下「匠 WP」といい、当社と併せて「サービス提供会社」といいます。）、と共同して、「AH エアコンサポート規約」（以下「本規約」といいます。）に従い「AH エアコンサポート」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
2. サービス提供会社が、本規約の他に別途サービス提供会社の指定する方法にて定める各サービスの利用規約および各サービスの「ご案内」又は「サービスについて」等で規定する各サービス利用上の注意事項および利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。

#### 第2条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

	用語	定義
①	本サービス (AH エアコンサポート)	利用者が所有している対象機器（第2号に定義します。）のメンテナンス（維持・管理）を目的として、対象機器に不具合が生じた場合に、以下各号のとおり、サービス提供会社のコールセンターにおいて利用者の連絡を受けてサービス提供会社所定の修理業者（以下「修理業者」といいます。）を手配し、現地調査、機器修理を行うサービス。また、対象機器が自然故障（第5号に定義します。）であった場合に税込10万円を上限として無償修理を行う機器保証も提供します。 ①不具合が生じた際に、ご相談頂けるコールセンター ②機器不具合に対する現地調査手配（有償） ③機器不具合に対する修理業務（有償） ④機器不具合（自然故障）に対する修理業務（一定範囲で無償） ※有償とは、本サービスの利用料金とは別に、修理又は交換品の提供に要した費用をサービス提供会社にお支払いいただくことをいいます。 なお、詳細は別紙に定めるものとします。
②	対象機器	利用者が所有し、サービス提供会社が本サービスを提供することが可能な家庭用エアコン室内機本体及び室内機本体に付随する室外機。なお、詳細は別紙に定めるものとします。
③	利用者	サービス提供会社が指定する方法にて本サービスの申込を行い、サービス提供会社がこれを承諾し、サービス提供会社所定の手続きを完了した個人。
④	利用契約	本規約に基づきサービス提供会社と利用者との間に締結される、本サービスの提供に関する契約。
⑤	自然故障	取扱説明書や添付ラベル等の注意書に沿って、正常に使用したにもかかわらず、補償対象設備に生じた電氣的・機械的故障で、かつ、当該補償対象設備の製造メーカー（以下「メーカー」といいます。）の保証規定にて保証対象となる故障をいいます。なお、詳細は別紙に定めるものとします。

#### 第3条（本規約の変更）

1. サービス提供会社は、利用者の承諾を得ることなく、本サービスの料金、サービス内容、各種手数料ならびにこれに付随するサービス内容等、本規約（本規約に基づく利用契約等を含むものとします。以下、同じとします。）を変更することがあります。なお、本規約の変更は民法第548条の4の規定に従い変更するものとし、本規約が変更された場合には、以後、改定後の新規約を適用するものとします。
2. 変更後の契約約款については、サービス提供会社が別途定める場合を除いて、サービス提供会社が効力発生時期として定めた時点より、効力を生じるものとします。

### 第2章 本サービスの提供

#### 第4条（本サービスの提供範囲）

本サービスの提供範囲は、別紙1「本サービスの詳細」に記載のとおりとします。なお、機器保証については、別紙2「機器保証の詳細」に記載のとおりとします。

#### 第5条（第三者への委託）

サービス提供会社は、本サービスに関する業務の一部又は全部を、利用者の事前の承諾、又は利用者への通知を行うことなく、任意の第三者に委託できるものとします。

#### 第6条（本サービスの提供に係る障害等）

1. サービス提供会社は、本サービスの提供又は利用について障害があることを知ったときは、可能な限り速やかに利用者にもその旨を通知するものとします。
2. サービス提供会社は、サービス提供会社の設置した本サービスの提供に係る設備に障害が生じたことを知ったときは、速やかに当該設備を修理又は復旧します。

#### 第7条（本サービスの廃止）

1. サービス提供会社は、サービス提供会社の判断により、本サービスの全部又は一部を一時的に又は永続的に廃止することがあります。
2. サービス提供会社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、利用者に対し、本サービスを廃止する日の30日前までに通知します。ただし、やむを得ない場合については、この限りではありません。
3. 本条第1項によりサービス提供会社が本サービスを廃止した場合であっても、サービス提供会社は利用者に対し、一切責任を負わないものとします。

### 第3章 本サービスの利用契約の締結等

#### 第8条（利用の申込み・利用契約の締結）

本サービスの利用の申込みは、本サービスの利用を希望する者が、本規約に同意のうえ、サービス提供会社所定の方法により行うものとします。なお、当該申込みに対して、サービス提供会社所定の承諾の手続きをすることをもって本サービスの利用契約が締結されたものとします。

#### 第9条（契約期間および提供期間）

1. 利用契約の有効期間は、サービス提供会社と利用者との間の本サービスの利用契約の締結日から終了原因を問わず、当該利用契約が終了するまでとします。
2. 本サービスの提供期間は、第14条に定める利用料金の発生日（利用契約の締結日の属する月の翌々月1日）以降、利用契約が終了するまでとします。

#### 第10条（利用者の報告事項）

1. 利用者は、サービス提供会社へ届け出ている氏名、住所、電話番号等又は本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカードの番号若しくは有効期限に変更があるときは、事前にサービス提供会社所定の変更手続きを行うものとします。
2. 利用者が、本条第1項の変更手続きがなかったこと、若しくは変更手続きを遅滞したことにより、利用者が通信不能等の不利益を被ったとしても、サービス提供会社は一切責任を負わないものとします。

#### 第11条（権利の譲渡制限）

本規約に別段の定めがある場合を除き、利用者は、サービス提供会社の書面による事前の承諾なくして、自身が本サービスの提供を受ける権利を、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等一切の処分をすることはできません。

#### 第12条（利用者からの解約）

本サービスの利用者が利用契約を解約しようとするときは、次の事項に従うものとします。なお、利用者より利用契約の解約の申請がない場合は、利用契約は継続するものとします。

- ① 利用者は、サービス提供会社に対し、サービス提供会社所定の方法により解約する旨の通知をするものとします。
- ② 本条に基づく解約の場合、解約日は、前号の解約手続きが完了した日の属する月の末日となります。

#### 第13条（サービス提供会社からの利用停止・解除）

1. サービス提供会社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに、本サービスの提供の一部又は全部を停止し、若しくは利用契約を解除することができるものとす

ます。

- ①本サービスに関する第 14 条に定める利用料金等の支払を一度でも怠ったとき。
  - ②第 18 条（禁止事項）に定める行為を行ったとき。
  - ③仮差押、差押等の処分を受けたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ④破産等の申立てを行い又は第三者により申立てられたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑤死亡したとき。
  - ⑥支払停止、若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
  - ⑦被後見人、被保佐人又は被補助人の宣告を受けたとき。
  - ⑧資産、信用、支払能力等に重大な変更が生じたときサービス提供会社が認めたとき。
  - ⑨反社会的勢力の構成員若しくは関係者であることが判明したとき。
  - ⑩法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑪利用者の責めに帰すべき事由により、サービス提供会社の本サービスの提供に支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
  - ⑫第 10 条（利用者の報告事項）に違反したとき。
  - ⑬サービス提供会社から利用者に対する連絡が不通となったとき。
  - ⑭利用者が申込にあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき、若しくはそのおそれがあるとき。
  - ⑮その他、サービス提供会社が利用者に対して本サービスを提供することが不適当と判断したとき。
  - ⑯前各号に掲げる事項の他、利用者の責めに帰すべき事由により、サービス提供会社の業務の遂行に支障をきたしたとき、又はきたすおそれが生じたとき。
  - ⑰本規約の規定に違反するとサービス提供会社が判断したとき又はその他サービス提供会社が利用者に対して本サービスを提供することが不相当とサービス提供会社が判断したとき。
2. サービス提供会社は、前項に基づき本サービスの一部又は全部の提供を停止したこと、若しくは利用契約を解除したことにより利用者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

#### 第 4 章 利用料金・AH エアコンサポートの費用等

##### 第 14 条（本サービスの利用料金、算定方法等）

1. 利用契約の締結日の属する月の翌々月 1 日（利用料金の発生日）からの本サービスの利用料金および消費税相当額（以下「利用料金」といいます。）は、別紙 1 に定めるとおりとします。
2. 利用料金の発生日より前は、第 9 条に定めるとおり本サービスの提供はされないものとします。
3. 本サービスの利用料金の日割は行わないものとします。

##### 第 15 条（利用料金等の支払義務等）

1. 利用者は、本サービスの提供期間の開始月から利用契約の終了日（終了原因を問いません。）までの期間中、本サービスの結果の如何にかかわらず、利用料金を支払うものとします。
2. 前項の期間において、第 7 条（本サービスの廃止）、第 13 条（サービス提供会社からの利用停止・解除）による一時停止の場合、又は第 6 条（本サービスの提供に係る障害等）により本サービスを一時利用することができない状態が生じたときであっても、利用者は、利用料金を支払うものとします。
3. 利用者は、別紙 2 に定める利用者負担とされる金員について、保証サービスの実施を修理業者が開始した時点より、サービス提供会社に対して当該金員の支払義務を負うものとします。
4. 利用者は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、サービス提供会社に対する一切の債務を、利用契約が終了した日の属する月の翌月末日までにサービス提供会社に対し弁済するものとします。

##### 第 16 条（利用料金等の支払方法等）

1. 利用者は、利用料金並びに別紙 1 及び別紙 2 に定める利用者負担とされる金員を、サービス提供会社の指定する金融機関口座に対する振込み、又は、クレジットカード決済、代金引換等サービス提供会社が定める方法にて、サービス提供会社が指定する期日までに支払うものとします。なお、利用料金支払いに関連して発生する手数料等の費用は、利用者の負担とします。
2. サービス提供会社は、利用者が利用契約に基づく債務の支払を遅延したときは、利用者に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、年率 14.6%の割合（年当たりの割合は、平年に属する日については 365 日当たりの割合とし、閏年に属する日については 366 日当たりの割合とします。）による遅延損害金を請求することができるものとします。但し、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。
3. サービス提供会社の責めに帰すべき事由によらず、本サービスを使用することができなくなった場合であっても、利用料金等の減額・返還、損害賠償を含め、サービス提供会社は一切の責任を負わないものとします。なお、本サービスを使用することができなくなった場合には、サービス提供会社は、本サービスの復旧に努めるものとします。

- サービス提供会社は、利用料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとします。

#### 第 17 条（期限の利益の喪失）

利用者は、第 13 条（サービス提供会社からの利用停止・解除）によりサービス提供会社による解除がされた場合、若しくは第 18 条（禁止事項）各号のいずれかに該当した場合、期限の利益を喪失し、サービス提供会社に対する債務を直ちに支払わなければならないものとします。

### 第 5 章 利用者の義務等

#### 第 18 条（禁止事項）

利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- ① サービス提供会社が特に認めた行為以外の、本サービスに関する営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用行為。
- ② サービス提供会社又は第三者の著作権、特許権、商標権、ノウハウ等の知的財産権を侵害する行為、若しくは侵害するおそれのある行為。
- ③ サービス提供会社又は第三者の財産、プライバシー、肖像権を侵害する行為、若しくは侵害するおそれのある行為。
- ④ サービス提供会社又は第三者を差別・誹謗中傷し、若しくはその名誉・信用を毀損する行為。
- ⑤ 関係法令若しくは公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為。
- ⑥ 犯罪行為、又はそれを誘発・扇動する行為。
- ⑦ 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
- ⑧ ウイルス等の有害なコンピュータプログラム、ファイル交換ソフトウェア等を送信し、又は第三者が受信若しくは受信可能な状態におく行為。
- ⑨ 無限連鎖講（ネズミ講）若しくはマルチまがい商法を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- ⑩ 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に違反する行為。
- ⑪ サービス提供会社若しくは第三者の設備の利用若しくは運営、又は他の契約者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為又は与えるおそれがある行為。
- ⑫ 前各号に該当するおそれがあるとサービス提供会社が判断する行為。
- ⑬ その他、社会的状況を勘案のうえ、サービス提供会社が不適當・不適切と認める行為。

#### 第 19 条（自己責任の原則）

1. 利用者は、利用者による本サービスの利用とその利用によりなされた一切の行為とその結果について一切の責任を負うものとします。
2. 利用者は、本サービスの利用に伴い、第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、サービス提供会社に対しいかなる責任も負担させないものとします。利用者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を受けた場合、又は第三者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。
3. 利用者は、第三者の行為に対する要望、疑問又はクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
4. サービス提供会社は、利用者がその故意又は過失によりサービス提供会社に損害を被らせたときは、利用者に当該損害の賠償を請求することができるものとし、利用者はサービス提供会社の請求に基づき、直ちに当該損害を賠償するものとします。

#### 第 20 条（秘密保持）

利用者は、本サービスの利用に関連して知り得たサービス提供会社の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に一切開示、漏洩せず、本サービスの利用以外の目的で利用しないものとします。

#### 第 21 条（知的財産権）

1. 本サービスにおいてサービス提供会社が利用者に提供する一切の物品（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権および特許権、商標権、ならびにノウハウ等の一切の知的財産権は、サービス提供会社又は第三者（権利者）に帰属するものとします。
2. 利用者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱うものとします。
  - ① 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
  - ② 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。

## 第 6 章 個人情報の取扱

### 第 22 条（個人情報の取扱）

1. 利用者は、利用者の個人情報を、本サービスに関する業務の委託先に提供することに同意するものとします。
2. サービス提供会社は、本サービスの提供にあたって、利用者から取得した個人情報の取扱いについては、サービス提供会社が定めるプライバシーポリシー（個人情報保護方針 URL:<https://archome.jp/privacy>、<https://takumiwp.co.jp/privacy/>）に従うものとします。

## 第 7 章 損害賠償等

### 第 23 条（損害賠償）

利用者が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、サービス提供会社又は第三者に損害を与えた場合には、利用者はサービス提供会社又は第三者が被った損害（逸失利益、訴訟費用および弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします。）等を全額賠償する責任を負うものとします。

### 第 24 条（損害賠償の制限）

1. サービス提供会社は、本規約で特に定める場合を除き、利用者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、利用者がサービス提供会社に支払う 12 ヶ月分の利用料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、利用者が本サービスの利用に関してサービス提供会社の故意又は重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
2. サービス提供会社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、真偽、正確性、最新性、信頼性、有用性又は第三者の権利を侵害していないこと等を一切保証しないものとします。
3. サービス提供会社は、利用者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
4. サービス提供会社は、本サービスの提供をもって、利用者の問題・課題等の設定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。
5. 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウスおよびサービスの提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウスを紹介することや、それぞれに対して利用者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
6. サービス提供会社は、オペレータの説明に基づいて利用者が実施した手続・作業等の内容について保証するものではありません。
7. サービス提供会社は、オペレータの説明に基づいて利用者が実施した手続・作業等の実施に伴い、生じる利用者の損害について、一切の責任を負いません。
8. 利用者が本規約等に違反したことによって生じた損害については、サービス提供会社は一切責任を負いません。
9. サービス提供会社は、第 7 条（本サービスの廃止）、第 13 条（サービス提供会社からの利用停止・解除）による一時停止の場合、又は第 6 条（本サービスの提供に係る障害等）の規定による本サービスの一時中止、利用の停止ならびに本サービスの廃止に伴い生じる利用者の損害について、一切の責任を負いません。
10. 通信回線や移動体通信機器等の障害等による本サービスの中断・遅滞・中止により生じた損害、その他本サービスに関して本サービス利用者に生じた損害について、サービス提供会社は一切責任を負わないものとします。
11. サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、サービス提供会社は一切責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
12. サービス提供会社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。
13. サービス提供会社は本サービスに係る対象機器内の情報等の保管、保存、バックアップ、同一性の維持に関し、本規約に定める事項以外に何らの保証も行わず、当該情報等の変質、毀損、障害、滅失等について、何らの責任も負わないものとします。

## 第 8 章 その他

### 第 25 条（通知）

1. サービス提供会社から利用者への本サービスに関連する通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Web サイトへの掲載又はその他サービス提供会社が適切と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日（但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日）に利用者へに到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点で利用者へに到達したものとみなすものとします。また、前項の通知が Web サイトへの掲載による場合、Web サイトに掲載された時点で本サービス利用者へに到達したものとみなすものとします。
3. 利用者が第 1 項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、サービス提供会社は一切責任を負わないものとします。

### 第 26 条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

### 第 27 条（法令規定事項）

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところに従うものとします。

### 第 28 条（協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、利用者とサービス提供会社が誠意をもって協議し解決を図るものとします。

### 第 29 条（紛争解決）

利用者とサービス提供会社の間で本規約又は本サービスに関連して訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2023 年 12 月 1 日 制定

「AH エアコンサポート」の利用契約内容の確認・解約などについてのお問合せ先  
サービスをご契約された代理店にご確認願います。

「AH エアコンサポート」に関する有償修理メンテナンス・機器保証（利用者の自己負担無く修理の提供が可能なサービス）およびサービス概要についてのお問合せ先  
※利用契約内容の確認や解約を受け付ける事はできません。  
※お電話での故障診断や、製品の利用方法等、修理依頼以外のお問い合わせはお受けできません。  
「修理サポートセンター」  
・ 電話番号：0120-102-720  
・ 受付時間：10 時～19 時（年末年始除く）

## 別紙1 本サービスの詳細

### ■本サービスの利用料金

月額 金 550 円（税込）/1 利用契約あたり

※本サービスの課金開始は、利用契約の締結日の属する月の翌々月 1 日からになります。

例えば、20xx 年 9 月 15 日に利用者とサービス提供会社間で利用契約が締結された場合、20xx 年 11 月分の利用料金から、サービス提供会社は利用者に対して請求します。

### ■本サービスの内容

利用者が所有している対象機器に以下に定める故障が生じた場合に、利用者の連絡を受けて、サービス提供会社所定の修理業者を手配し、有償にてメンテナンス（対象機器への修理）を行うサービスになります。サービス提供会社は、日本国内に居住または滞在中の利用者のみを対象として、日本国内においてのみ本サービスを提供いたします。

ただし、以下の条件を満たさない機器は対象外となります。

#### ◆対象機器から除かれるもの（メンテナンス対象外）

- ①業務用に利用されている機器、および業務用機器。
- ②エアコン以外の機器
- ③対象機器内のソフトウェア。
- ④レンタル・リースなどの貸借の目的となっている機器。
- ⑤過去に対象機器のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理された機器）以外で修理・加工・改造・過度な装飾がされたとサービス提供会社が判断した機器。
- ⑥第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である機器。
- ⑦日本国外のみで販売されている機器。
- ⑧複数に分解される等、壊滅的な損害を被っているとサービス提供会社が判断した機器。
- ⑨リモコン

※本体以外の機器、付帯設備、ドレイン配管及び冷媒配管・配線・カバー（断熱）等は有償修理対象とします。

### ■故障の内容

#### (1) 自然故障（電氣的・機械的事故）

…対象機器の取扱説明書、添付ラベル等の注意書に沿った使用下で発生した全損又は一部損の故障をいいます。 ※室内機および室外機本体の自然故障においては別紙 2 に記載している保証対象となります。

#### (2) 破損

…対象機器を利用者の軽過失又は不可抗力（下記の除外事項以外の第三者による場合も含みます。）により、破損させてしまった場合の全損又は一部損の故障をいいます。

#### (3) 水濡れ・水没

…対象機器を利用者の軽過失又は不可抗力（下記の除外事項以外の第三者による場合も含みます。）により、水濡れ・水没させてしまった場合の全損又は一部損の故障をいいます。

#### (4) 落雷

…対象機器が落雷により（下記の除外事項以外の第三者による場合も含みます。）により、故障させてしまった場合の全損又は一部損の故障をいいます。

※対象機器本体の消耗、変質、変色等による損害、経年劣化は、故障に含まれません。

※対象機器が複数に分解した場合等、壊滅的な損害を被っている場合は、故障に含まれません。

### ■本サービスの提供期間

本サービスの提供期間は、第8条（利用の申込み・利用契約の締結）に定める利用契約の締結日の属する月の翌々月 1 日（提供開始日）から、終了原因を問わず、利用契約が終了するまでの期間とします。

なお、本サービスの提供開始日以前に発生した本サービスの対象となる故障については、本サービスの提供開始日以降に利用者は有償修理を依頼することができるものとします（但し、当該故障については、別紙 2 に記載されている機器保証の適用対象外になります）。ただし、メーカー所定の保証対応期間においては本サービスの提供はありません。

### ■本サービスの利用方法

本サービスの、利用方法は以下の通りとなります。

#### 1. 受付（出張修理）

- (1) 本サービスの利用の連絡は、サービス提供会社が運営する「修理サポートセンター」（以下「受付窓口」といいます。）へ、利用者本人から直接電話により、ご連絡ください。
- (2) 受付窓口は、利用者からのご連絡を受けた際に、利用者の本サービスの加入状況の照会・確認をします。そのため、本サービスの申込書・請求書等、利用者にて確認可能な本サービスに関連する書面の用意をしてください。また、本人確認をお願いすることもあります。
- (3) 受付窓口は、利用者の故障した対象機器の状況等について、電話にて確認します。また、当該対象機器の故障に係る事故が、いつ、どこで、どのような具体的状況で生じたかについて説明を求める場合があります。なお、利用者がサービス提供会社よりその説明が求められたときに事故に関する情報を提供しなかった場合には、利用者の本サービスの利用請求を、サービス提供会社が受領しない場合があります。  
※ご利用は1回あたり対象機器1台までとなります。複数台数の場合は、個々にお申し込み手続きをお願いします。

## 2. 出張修理の場合

- (4) 上記(3)確認の結果、対象機器に本サービスの提供可能な故障が生じていると受付窓口が判断する場合、利用者は、受付窓口の案内に従って、サービス提供会社と利用者にて、利用者住所に設置してある対象機器に対するサービス提供会社による出張修理の日時を決定するものとします（※利用者は、上記の他、サービス提供会社から別途本サービスに関して指示がある場合、それに従うものとします。）。なお、出張修理に先がけて、利用者は下記修理依頼前確認を行うものとします。
- (5) 上記(4)に従って、サービス提供会社は、対象機器が設置されている利用者住所にて出張修理を行います。出張修理を行う場合、上記(3)の利用者の対象機器の故障が利用者の事故状況の説明と相違していないかの確認、および故障内容の検証等を行います。修理可能な場合は、利用者に対して修理金額の見積料金を提示します。なお、上記(3)の利用者の機器対象機器の故障が利用者の事故状況の説明と相違するとサービス提供会社が判断する場合、又は修理不可能な場合には、サービス提供会社より利用者へ当該事由について通知し、利用者の意思を確認した上で、それぞれに準じて、サービス提供会社は、本サービスの提供・中止等をするものとします。なお、利用者が、サービス提供会社による電話又は訪問時において故障に係る調査を必要とする場合において、それに協力しなかった場合は、本サービスの提供が遅延又は不能となる場合があります。
- (6) 利用者は、サービス提供会社から提示した見積料金を修理を行う場合、その旨をサービス提供会社に伝える事により、サービス提供会社は修理を実施するものとします。なお、サービス提供会社が修理を実施した場合、利用者はサービス提供会社が提示した見積料金を支払うことを了承したものとします。
- (7) 修理完了後に、サービス提供会社から利用者へ修理料金を請求し、利用者は、サービス提供会社請求日より7日間以内にこれを支払うものとします。
- (8) サービス提供会社による出張修理時、利用者住所にて対象機器をサービス提供会社が確認できない場合、設置状況により対象機器の本サービスの提供の継続が困難とサービス提供会社が判断した場合等には、サービス提供会社は利用者への本サービスの提供を中止します。
- (9) 本サービスを遂行する際、サービス提供会社は動作確認のため、対象機器でテスト通信を行う場合があります。その場合に発生した通信費用につきましては、利用者の負担とするものとします。
- (10) 本サービスの提供を中止した場合であっても、修理業者の出張費用及び検証費用（見積料金）は利用者の負担となります。この場合、サービス提供会社は、上記(7)と同様に請求することとします。

※天候や交通状況、当日の作業状況等の理由により、お約束の時間に伺えない場合がございます。

※利用者が修理を申し込みした後、ご指定された連絡先に利用者のご連絡が取れない場合は、修理キャンセルとみなします。

※廃棄目的または再販目的での本サービスのご利用はお断りしております。

※対象機器の取外しおよび取付けは、本サービスの適用対象外となります。そのため、対象機器の取外しおよび取付けは、利用者にて行うものとします。

※対象機器のメーカーが定める保証期間（メーカー保証期間）中の自然故障（電氣的・機械的事故）の場合、利用者は、直接購入された販売店又はメーカーに問い合わせるものとします。

「AH エアコンサポート」の利用契約内容の確認・解約などについてのお問合せ先  
サービスをご契約された代理店にご確認願います。

「AH エアコンサポート」に関する有償修理メンテナンス・機器保証（利用者の自己負担無く修理が可能なサービス）およびサービス概要についてのお問合せ先  
※利用契約内容の確認や解約を受け付ける事はできません。

※お電話での故障診断や、製品の利用方法等、修理依頼以外のお問い合わせはお受けできません。

「修理サポートセンター」

・ 電話番号：0120-102-720

・ 受付時間：10時～19時（年末年始除く）

#### ◆修理依頼前確認

利用者のサービス提供会社への修理依頼前に、以下各号に定めるとおり、利用者は、対象機器の設定等を行うものとし（受付窓口にて、利用者へ再度案内することがあります。）。なお、利用者が下記を行わない場合、サービス提供会社は、本サービスの提供を行えない場合があります。また、利用者が下記を行われなかった場合に発生するサービスの再依頼費用（送料・出張費用・検証費用等）を含む一切の料金は利用者の負担とするものとします。

出張修理時の対象機器の設置状況について

・ 利用者は、受付窓口にて出張修理対応であることを伝えられた場合、その出張修理の日時まで、対象機器が設置されてある利用者住所、屋内における対象機器の設置場所周辺を整頓し、サービス提供会社が出張修理時に対象機器の検証・修理等を行う際の作業スペースを十分確保できるようにするものとします。

※出張修理時に対象機器の設置場所周辺が整頓されていない場合、サービス提供会社による対象機器の検証・修理等が行えず、サービス提供会社が本サービスの提供を継続することができないと判断し本サービスの提供を中止する場合があります。この場合、出張修理に関わる出張費用、検証費用等は利用者の負担とします。

#### ■メンテナンスサービス

修理業者が、有償にて、利用者に提供する以下の修理サービスをいいます。

※本サービスの利用料金とは別に、サービス提供会社へ修理の提供に要した費用をお支払いいただきます。

※貸出機のレンタル等はしません。

※本サービスの提供による部品交換の際に取り外した修理依頼品の部品をリサイクルや分析などのために、サービス提供会社の任意の判断で回収させていただく場合があります。回収した部品はサービス提供会社の所有物として、サービス提供会社の判断により、再生、利用または廃棄等をおこないますので、あらかじめご了承ください。

#### 1. 修理サービス

##### (1) 内容（出張修理）

- ・ 本サービス提供期間中に、対象機器に発生した故障を利用者からメンテナンスサービスの利用請求があったとき、本規約に基づき有償で修理をします。なお、個々のメンテナンスサービスの修理に係る約款は修理業者が指定する基準（対象機器のメーカー所定の修理約款等をいい、以下「指定基準」といいます。）に従うものとし、本規約に定めのある場合は、本規約が、本規約に定めのない事項については、指定基準が適用されるものとします。
- ・ 修理サービスの提供において、サービス提供会社は、技術上又は修理用部品の調達の高難性等を理由に、修理サービスを提供しない場合があります。この場合、交換品の提供などは行わず、未修理品を利用者に返却するものとします。なお、当該返却に関する返送料金はサービス提供会社負担としますが、検証費用（見積料金）は利用者の負担となり、未修理返却機器の返送時に代金引換にて請求することとします。
- ・ 修理サービスの提供において、サービス提供会社は、利用者に当該修理サービスの提供を受けるか否かにつき、確認の連絡をするものとし、当該確認時に利用者の意思が確認できた場合に、サービス提供会社が当該修理サービスの提供を再開するものとします（※）。

##### (2) 出張修理の場合

- ・ 修理がされた機器の当該修理箇所起因して修理サービス提供前と同様の症状が発生した場合、出張修理が完了した日から7日以内に受付窓口にて連絡をする事で、サービス提供会社はサービス提供会社負担にて再修理の受付をします。この場合、故障箇所や故障状態が前回修理と異なる場合は利用者負担となる場合があります。なお、当該7日を超え利用者から再修理の請求があった場合、新たな本サービスの利用請求とみなします。

#### ◆サービス利用のキャンセル・故障した対象機器の返還請求

出張修理の場合

- ・利用者からの本サービスの利用請求をサービス提供会社が受領してから1ヶ月を経過しても、なお利用者と連絡が取れない場合には、サービス提供会社は、当該利用者からの本サービス利用請求はキャンセルされたものとみなします。
- ・利用者は、サービス提供会社による出張修理の日時が、利用者と受付窓口との間で確定した時点で、本サービスの利用請求を撤回できないものとします。ただし、サービス提供会社が修理サービスを提供する前である場合、修理見積金額について利用者の意思確認を行う場合において、利用者は、サービス提供会社による本サービス提供の中止を求めることができるものとします。
- ・サービス提供会社は、利用者と受付窓口との間で確定した出張修理日時に、利用者が不在で本サービスの提供の継続が困難な場合、本サービスの提供を中止することがあります。なお、この場合、出張費用は利用者の負担となり、サービス提供会社より利用者へ後日請求することとします。

◆修理キャンセル時の費用負担

検証費用（見積料金）及び出張費用（出張修理のみ）は利用者の負担となります。

◆除外事項

次のいずれかに該当するとサービス提供会社が判断した場合、利用者は、利用契約に基づく本サービスの提供が受けられないものとします。

- ①対象機器が複数に分解した場合等、壊滅的な損害を被っているとサービス提供会社が判断する場合。
- ②サービス提供会社が指定した提出必要書類の提出がない場合。
- ③利用者の申告する故障・障害をサービス提供会社が確認できない場合。
- ④対象機器が業務利用されている場合。
- ⑤利用者が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合。
- ⑥戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、又は暴動に起因する場合（群集又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）。
- ⑦核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された場合（放射性、爆発性その他の有害な特性の作用又はこれらの特性を受けた場合を含みます。）。
- ⑧公的機関による差押え、没収等に起因する場合。
- ⑨利用者から虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合。
- ⑩本サービスを解約した月の翌月以降に本サービスの提供の請求をした場合。
- ⑪メーカー・型番・製造番号の確認の取れない対象機器の場合。
- ⑫付属品・バッテリー等の消耗品、又はソフトウェア・データ破損・周辺機器等の、故障の場合（コンピュータウイルス、データ損失による故障を含みます。）。
- ⑬擦り傷、汚れ、しみ、焦げ、ドット抜け等、対象機器の機能に直接関係のない外形上の損傷の場合。
- ⑭サービス提供会社に登録されている利用者住所と出張修理の際に指定された住所が異なる場合（利用者がサービス提供会社へ利用者住所の変更を通知し、当該変更する利用者住所と一致する場合は除きます）。
- ⑮本規約に反した場合。
- ⑯利用者が利益を得る目的で本サービスを利用するなど、本サービスの利用についてサービス提供会社が不当であると判断した場合。
- ⑰故障か否かの電話による診断。
- ⑱製品の利用方法や、製品に係る情報等、修理依頼以外の問合せ等。

以上

## 別紙2 機器保証の詳細

### ■機器保証の内容および注意事項

#### ■保証対象設備

利用者所有のサービス提供会社所定の登録手続きがされた、以下の種別の機器が本サービスの保証対象となります。ただし、以下の条件を満たさない機器は本サービスの保証対象外となります。

#### ■保証対象機器

対象機器のうち、以下の種別に該当する機器を保証対象機器とします。

保証機器の種別
家庭用エアコン（壁掛形）
家庭用エアコン（床置形）
家庭用エアコン（ビルトインタイプ）
家庭用エアコン（マルチエアコン）
家庭用エアコン（パッケージタイプ）

#### ◆保証対象機器の条件

- ①利用者の所有する機器。
- ②利用者の住所（利用契約記載の住所をいい、以下「利用者住所」といいます。）で利用している機器。
- ③利用契約の締結をした日以降の日において、正常に動作している機器。
- ④日本国内で修理可能かつサービス提供会社で修理可能なメーカーの機器。
- ⑤出張修理対応の機器。

#### ◆機器保証から除かれるもの

- ①当該機器の付属品・消耗品（ACアダプタ・ケーブル・バッテリー・外部記録媒体等）。
- ②当該機器内のソフトウェア。
- ③レンタル・リースなどの貸借の目的となっている機器。
- ④業務用に利用されている機器。
- ⑤過去に当該機器のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理された機器）以外で修理・加工・改造・過度な装飾がされたとサービス提供会社が判断した機器。
- ⑥第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である機器。
- ⑦日本国外のみで販売されている機器。
- ⑧本サービス以外の保険又は保証サービス等を用いて、修理又は交換が可能な機器。
- ⑨購入日も製造日も不明な機器。
- ⑩本体以外の機器、付帯設備（リモコン）、ドレイン管配管及び冷媒配管・配線・カバー（断熱）等の修正・修復。

### ■機器保証の対象となる故障

- ・自然故障（電氣的・機械的事故）  
…保証対象機器の取扱説明書、添付ラベル等の注意書に沿った使用下で発生した全損又は一部損の故障をいいます。  
※保証対象機器本体の消耗、変質、変色等による損害、経年劣化は、故障に含まれません。

### ■機器保証対象外の故障（※本サービス（有償修理）の対象になります）

- ・火災、落雷、風災、雹（ひょう）災、雪災、水災、水濡れ（※）、破壊行為、盗難、地震、その他自然災害に起因する故障等、上記対象となる故障以外の故障  
（※）水濡れ…給排水設備に生じた事故または利用者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れをいいます。

### ■機器保証の提供期間

本サービスと同様に利用契約の締結日の属する月の翌々月1日から利用契約が終了するまでとします。なお、対象となる故障の発生時点についてもこれに準じることにします（提供開始日より前の故障は本サ

ービスの適用対象外となります)。

#### ■機器保証の利用方法

本サービスと同様とします。本サービスの利用請求時に利用可能かご確認いただけます。

#### ■補償上限 (補償対応期間、補償上限金額、補償上限回数)

修理サポートの費用が補償上限金額を超える場合は、当該超過部分は利用者負担とし、利用者は当該超過部分相当額の支払義務をサービス提供会社に負うものとします。

対象機器の種別	補償上限額 (税込・※1)	補償対応期間	補償上限回数
		自然故障 (電氣的・機械的事故))	
本別紙の■保証対象機器に記載の機器を対象とします。(※2)	金100,000円 /1回あたり	機器保証の提供期間中 (※3)	無制限

※1 補償上限金額 (税込) は、上記に定めるとおりとし、機器保証に係る費用 (税込) が補償上限金額を超える場合の超過額は、利用者の負担とします。

なお、当該利用者負担金のサービス提供会社 (又は指定する振込先。以下同じ。) への支払いに係る費用 (振込手数料等) は、利用者負担とします。

※2 サービス提供会社が機器保証対象と判断し出張修理手配を行った場合、後に機器保証対象外であったことが判明した場合は、出張費用は無料で提供します。

※3 保証機器のメーカーが定める保証期間 (メーカー保証期間) 中の自然故障 (電氣的・機械的事故) の場合、機器保証の対象外とし、利用者は、直接購入された販売店又はメーカーにお問い合わせるものとします。

#### ◆除外事項

次のいずれかに該当するとサービス提供会社が判断した場合、利用者は、利用契約に基づく本サービスの提供が受けられないものとします。

- ①利用者の故意、重大な過失、機器の説明書等に従わないこと、又は法令違反に起因する場合。
- ②利用者と同居する者および利用者の親族の、故意、重大な過失、機器の説明書等に従わないこと、又は法令違反に起因する場合。
- ③機器が複数に分解される等、壊滅的な損害を被っているとサービス提供会社が判断する場合。
- ④水濡れ (落下による水没等を除きます)、破壊行為、盗難・紛失による損害 (盗難・紛失に基づく不正利用等がされた場合の損害を含みます)。
- ⑤火災、落雷、風災、雹 (ひょう) 災、雪災、水災、又は地震、噴火、その他の自然災害に起因する場合。
- ⑥補償対応期間を超えた場合。
- ⑦他の補償・保険制度等により損害の回復等が可能な場合 (メーカー補償、第三者の提供する延長保証・損害保険制度を含みます)。
- ⑧サービス提供会社が指定した提出必要書類の提出がない場合。
- ⑨利用者の申告する故障・障害をサービス提供会社が確認できない場合。
- ⑩機器が業務利用されている場合。
- ⑪利用者が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合。
- ⑫日本国外で生じた故障の場合。
- ⑬戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、又は暴動に起因する場合 (群集又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます)。
- ⑭核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された場合 (放射性、爆発性その他の有害な特性の作用又はこれらの特性を受けた場合を含みます)。
- ⑮公的機関による差押え、没収等に起因する場合。

- ⑩利用者から虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合。
- ⑪本サービスの提供期間開始日以前に利用者に生じた機器への故障の損害の場合。
- ⑫本サービスに関する契約が終了した日の翌日以降に生じた機器への故障の損害の場合。
- ⑬本サービスを解約した月の翌日以降に本サービスの提供の請求をした場合。
- ⑭本機器購入の時点での初期不良であった場合（リコール対象となった部位等に係る故障を含みません。）。
- ⑮機器の本サービスの対象となる故障以外の損害、附随的損害又は間接的損害。
- ⑯メーカー・型番・製造番号の確認の取れない機器の場合。
- ⑰付属品・バッテリー等の消耗品、又はソフトウェア・データ破損・周辺機器等の、故障の場合（コンピュータウイルス、データ損失による故障を含みます。）。
- ⑱自然消耗、経年劣化、サビ、カビ、腐敗、変質・変色、電池の液漏れその他類似の事由に起因する故障の場合。
- ⑲擦り傷、汚れ、しみ、焦げ、ドット抜け等、本体機能に直接関係のない外形上の損傷の場合又は又通常の使用に支障をきたさない範囲の動作の不具合の場合。
- ⑳サービス提供会社に登録されている利用者住所と出張修理の際に指定された住所が異なる場合（利用者がサービス提供会社へ利用者住所の変更を通知し、当該変更する利用者住所と一致する場合は除きます）。
- ㉑機器が浴室（脱衣所を含みます）に設置してある場合（洗濯機を除く）。
- ㉒本規約に反した場合。
- ㉓利用者が利益を得る目的で本サービスを利用するなど、本サービスの利用についてサービス提供会社が不当であると判断した場合。
- ㉔交換機提供時の故障機器の引取り費用。
- ㉕利用者が申告した故障症状が再現しない場合。

以上